

周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例（平成16年周南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「第25項」を「第26項」に改める。

第2条第3項第1号中「第8条第25項」を「第8条第26項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者のうち病状が安定期にある者に対し、同法第8条第23項に規定する施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とした、同条第25項に規定する介護老人保健施設の管理運営を行うため、事業の経営基本に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 周南市介護老人保健施設（以下「施設」という。）で実施するサービスは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 介護保険法第8条第25項に規定する介護保健施設サービス</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者のうち病状が安定期にある者に対し、同法第8条第24項に規定する施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とした、同条第26項に規定する介護老人保健施設の管理運営を行うため、事業の経営基本に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 周南市介護老人保健施設（以下「施設」という。）で実施するサービスは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 介護保険法第8条第26項に規定する介護保健施設サービス</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>